



9月になると早場米の出荷が始まります。いよいよ、お米の収穫の季節です。9月9日は重陽の節句で、お酒に菊の花びらを浮かべて飲む習慣がありました。重陽の節句は平安時代に中国から伝わり、江戸時代には長寿を願ってお祝いしたとウキペディアにありました。今年の重陽の節句は、旧暦の9月9日にお祝いするとすれば10月17日になります。

さて、国税庁レポートをご存じでしょうか。その中に酒税行政に関する紹介があり2018年では「日本産酒類の振興と取組」が特集されています。日本産酒類の2017年の輸出額は545億円で清酒187億円、ウイスキー136億円、ビール129億円の順です。輸出先は金額順にアメリカ、韓国、台湾となっています。この中で清酒の数量は23,482KLで、昔風に言うと13万石になります。千石酒屋の130軒分です。結構な量でもあります。ところで、国税庁では輸出振興の取組として、海外イベントでのPR、酒類に関する関税や非関税障壁の改善等、日本酒の国外専門家の育成支援などを行っていますが、2017年10月1日に輸出酒類販売場制度を新たに実施しました。これは、海外から日本にいられた方が酒蔵を訪問して購入した酒類の酒税を製造場で免除しようとする制度です。もちろん手続きが必要で、輸出酒類販売場の許可を税務署長から受けなければならないほか、消費税の免税のための輸出物品販売場の許可を持っていることが条件です。海外に酒類を輸出するのはちょっと心配とためらう酒類製造者の方もインバウンドの方にお酒を売るのなら安心ではないでしょうか。ちなみに、国税庁のHPによれば、2018年4月1日現在の輸出酒類販売場の許可件数は全国で112件となっています。酒蔵ツーリズムで訪れる外国人観光客にとって利便な制度と思われ、許可件数はもっと伸びると思われれます。

また、2017年12月には日本とEUとの経済連携協定（日EU・EPA）が妥結し、酒類の関係でも相互の関税が撤廃されることになるとともに、ワインのEU輸出のための公的証明書が自己証明に変わる、焼酎の容量規制が緩和されることとなります。すこし時間はかかりますが、EUワインに使用できる添加物が日本で製造されるワインにも使用できるようにもなるようです。今後、国会での関係法令の改正等を経て2019年春の発効が見込まれています。奇しくも2018年10月30日からは「果実酒等の製法品質表示基準」が施行されます。日本ワインの表示がいよいよ実施され、輸出にも寄与するものと思われれます。

もう一つ、お酒に関することとして、厚生労働省が実施している既存添加物の販売等の実態調査があります。食品添加物には、厚生労働大臣の指定を受けた添加物（指定添加物といいます。）があり、指定添加物以外に添加物として使用できるものは、既存添加物、天然香料、一般飲食物添加物のみです。この既存添加物の見直しが行われており、平成29年12月の調査（196品目の販売等の状況調査）を行い、添加物として販売等の実態を確認するに足る資料のなかった68品目について再度調査（海外も含めた拡大調査）を6月27日～9月26日まで実施します。この結果に基づき、既存添加物から消除される添加物が決まる予定です。一方、使用実態が確認された添加物については、食品衛生法第11条の規定に基づいて成分規格の設定等の検討が行われる予定となっています。金箔入り酒類の金箔は既存添加物で、再度調査の対象にはなっていませんが、既存添加物の成分規格の設定などが行なわれます。こちらも留意しておく必要があります。

国税庁レポート2018は、次のアドレスで見られます。

<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/report/report2018/index.htm>